

社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会災害ボランティア登録事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に救援活動等を希望する災害ボランティアを登録することにより、被災地におけるボランティア活動を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

(登録実施機関)

第2条 災害ボランティアの登録は、社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）において行う。

(活動内容)

第3条 災害ボランティアの活動内容は次に掲げるものとし、本会が必要であると判断した場合に登録者へ活動の募集及び情報提供を行う。

- (1) 本会が設置する災害ボランティアセンターにおける救援活動
- (2) 福島県社会福祉協議会と締結する災害時相互支援に関する協定に基づく、県内被災地災害ボランティアセンターにおける救援活動
- (3) 本会が実施する、または参加を企画する会議及び研修会への参加
- (4) 本会が実施する、または参加を企画する各種ボランティア活動及び福祉事業への参加
- (5) 全社協全国ボランティア・市民活動振興センターによる、被災地支援・災害ボランティア活動における情報の提供
- (6) その他、本会会長が認めた活動

2 活動の募集及び情報提供は、本会に登録する個人及び団体へのメール配信とする。

(登録要件)

第4条 本会災害ボランティアに登録できるものは、喜多方市内に在住、在学、通勤する満15歳以上の個人または団体とし、その他、本会会長が必要と認める者とする。（以下「登録者」という。）とする。

ただし、満18歳未満は保護者の承諾を得ることとする。

(登録手続)

第5条 登録を希望する者及び団体は、災害ボランティア登録申込書（様式第1号または様式第2号）に必要事項を記入し、本会に提出する。

2 社協は、前項により申込書を受理した場合、災害ボランティア登録台帳に登録を行う。

(登録の変更)

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、災害ボランティア登録内容変更届（様式第3号）を本会に提出するものとする。

(登録取消)

第7条 本会は、登録者が以下のいずれかに該当すると認めた場合、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第4条に非該当となった場合
- (2) 登録者が、災害ボランティア登録辞退届（様式第4号）を提出した場合
- (3) 登録団体が解散した場合
- (4) 登録の変更、更新の申し出がなく、全国社会福祉協議会ボランティア活動保険（天災・地震補償プラン）加入への確認が一定期間とれない者
- (5) その他、本会会長が不適格と認めた場合

(ボランティア保険の加入)

第8条 登録者は、災害ボランティア活動中の事故に備え、全国社会福祉協議会ボランティア活動保険（天災・地震補償プラン）に加入するものとする。

2 活動期間中の保険料は登録者が負担し、年度ごとに保険加入し、それにより登録は自動更新されるものとする。

(費用の負担)

第9条 災害ボランティアの登録は無料とし、本会が募集する活動を行う際に係る経費（交通費、食費、宿泊費等）は、登録者の自己負担とする。また、会議・研修で参加負担が生じる場合については、登録者に負担を求める場合がある。

(免責)

第10条 登録者が活動中に被った事故等による補償は、第8条のボランティア保険によるものとする。

2 本会は、当事者または第三者が救援活動中に被った事故及び補償等については、その責めを負わないものとする。

(情報提供)

第11条 本会は、災害ボランティア登録者に対し活動に必要な情報提供を行うとともに、研修機会の提供及び本会で実施するボランティア事業等の情報提供を必要に応じて行う。

(個人情報保護)

第12条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために必要な範囲で、各関係

機関への情報提供や連絡調整以外には利用しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年 月 日から施行する。